

令和5年門審第28号

裁 決
漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年12月7日05時50分

大分県松浦漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 17トン

登 録 長 18.80メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 540キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパスを、その右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦レバーを、左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備し、舵輪を取り外してダイヤル式の遠隔操舵装置を備え、磁気コンパスの後方に椅子を設置した、大中型まき網漁業に灯船として従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和4年12月6日17時00分松浦漁港を発し、大分県鶴御埼南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、18時00分魚群探索を始め、翌7日00時00分鶴御埼南方沖合7海里で魚群の反応を得て操業を行った後、04時30分漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、松浦漁港は、佐伯湾南西部に位置する港口が北方に開いた漁港で、港奥の東側にはAが係留する沖松浦泊地があり、港奥の西側には陸岸から北東方に約60メートル延びる大西防波堤が築造されていた。

また、a受審人は、1日の睡眠時間が平均6時間ないし7時間で睡眠不足ではなかったものの、操業に魚群探索を含めて約10時間を要したので、漁場発進時、疲労を感じていた。

a受審人は、05時44分頃大分県大崎鼻北方沖合に至ったところで、操業による疲労から眠気を感じながら松浦漁港に向けて南下し、GPSプロッター及びレーダーをそれぞれ作動させ、椅子の前方に立った姿勢で入航操船に当たり、05時47分少し前松浦港沖松浦沖防波堤灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）から332度（真方位、以下同じ。）920メートルの地点で、針路を160度に定め、機関を回転数毎分900に掛けて9.0ノットの速力（対地速力、以下同

じ。) で、手動操舵によって進行した。

05時48分少し前 a 受審人は、沖防波堤灯台から328度630メートルの地点に達したとき、強い眠気を催すようになったが、間もなく着岸するので、まさか居眠りすることはないものと思い、外気に当たり立ったまま操船を続けるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、足のたるさも感じて椅子に腰を掛けた姿勢になって続航した。

a 受審人は、遠隔操舵装置のダイヤルを操作しながら椅子に腰を掛けたまま進行し、05時48分半僅か前沖防波堤灯台から325度480メートルの地点に至り、間もなく居眠りに陥り、右舵がとられた状態で緩やかに右回頭を始めた。

こうして、a 受審人は、右回頭しながら大西防波堤に向かって続航し、05時50分沖防波堤灯台から260度300メートルの地点において、Aは、船首が203度を向いたとき、原速力で、大西防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部に圧壊を生じ、大西防波堤は上端部にコンクリートの欠損等を生じたが、後にいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、松浦漁港において、沖松浦泊地に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、大西防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、松浦漁港において、立った姿勢で操船に当たり、沖松浦泊地に向けて航行中、強い眠気を催すようになった場合、居眠り

運航とならないよう、外気に当たり立ったまま操船を続けるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、間もなく着岸するので、まさか居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、椅子に腰を掛けた姿勢になって居眠りに陥り、右舵がとられた状態で緩やかに右回頭しながら大西防波堤に向かって進行して衝突する事態を招き、船体及び同防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之